

「平成 29 年 1 月 1 日から令和 4 年 9 月 2 日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第 97 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく労働者死傷病報告」部分公開決定

## 第 1 審査会の結論

令和 4 年 9 月 20 日付けで愛媛県人事委員会（以下「実施機関」という。）が部分公開決定処分を行った公文書 4 件について、非公開とされた項目のうち、次に掲げる部分は公開すべきである。

- 1 労働者死傷病報告〔様式第 23 号〕（平成 29 年 7 月 26 日付け報告）のうち
  - (1) 「経験期間」「休業見込期間」「傷病名」「傷病部位」「災害発生状況及び原因」「略図」の全て
- 2 労働者死傷病報告〔様式第 23 号〕（令和元年 12 月 6 日付け報告）のうち
  - (1) 「職種」の 1 行目
  - (2) 「経験期間」「休業見込期間」「傷病名」「傷病部位」「被災地の場所」「略図」の全て
  - (3) 「災害発生状況及び原因」の 1 行目 1 字目から 1 行目 12 字目まで、5 行目 4 字目から 9 行目まで
- 3 労働者死傷病報告〔様式第 23 号〕（令和 4 年 2 月 21 日付け報告）のうち
  - (1) 「経験期間」「休業見込期間」「傷病名」「傷病部位」「被災地の場所」「略図」の全て
  - (2) 「災害発生状況及び原因」の 2 行目から 6 行目まで
- 4 労働者死傷病報告〔様式第 24 号〕（令和 3 年 4 月 1 日付け報告）のうち
  - (1) 「傷病名及び傷病の部位」「休業日数」の全て
  - (2) 「災害発生状況」の 1 行目 5 字目から 3 行目まで

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 4 年 9 月 3 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 29 年 1 月 1 日から令和 4 年 9 月 2 日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 97 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）のうち、直近の報告から 20 件分の表面」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 9 月 20 日付けで、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「性別」、「職種」、「経

験期間」、「休業見込期間」、「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」、「略図」であり、理由は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第1号に該当するためである。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分並びに「公開をしない部分」及び「公開をしない理由」の提示が合理的でないため、本件処分を取り消し、非公開とした箇所について改めて非公開情報該当性の精査を行い、非公開とした箇所の全部又は一部を追加で公開するとの裁決を求め、令和4年11月4日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開情報に該当しない箇所の更なる公開を求める本件公文書は、実施機関が、平成29年1月1日から令和4年9月2日までの間に受け付けた、次の安衛則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告4件の表面である。

- ① 労働者死傷病報告〔様式第23号〕（平成29年7月26日付け報告）
- ② 労働者死傷病報告〔様式第23号〕（令和元年12月6日付け報告）
- ③ 労働者死傷病報告〔様式第23号〕（令和4年2月21日付け報告）
- ④ 労働者死傷病報告〔様式第24号〕（令和3年4月1日付け報告）

### 2 本件公文書を部分公開とした理由

#### (1) 条例第7条第2項第1号本文の該当性

まず、本件公文書に記載された「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「性別」、「職種」、「経験期間」、「休業見込期間」、「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」及び「略図」に係る情報を「他の情報」と照合することによって、被災労働者個人を識別することができるか否かが問題となる。

この点につき、当該情報自体を公開しても非公開規定が防止しようとする不利益が生じるわけではないが、他の情報との照合により非公開規定が保護しようとする利益が害される場合に非公開とし得ることは、個人情報には必ずしも限定されないと解される。ところ、条例第7条第2項第1号が個人情報についてのみ明文でその旨規定したことは、個人情報については特にその保護が図られるべきであるとの趣旨であると解される。

そして、このように、条例が個人情報の保護に万全を期していることに鑑みれば、特定範疇の者にとって容易に入手し得る情報も、条例第7条第2項第1号にいう「他の情報」に当たると解すべきである。条例は何人にも公開請求権を認めており、当該特定範疇の者が公開請求をする可能性もあり、このような特定範疇の者との関係で個

人情報が保護されなくても良いとはいえないからであるとされている。

ア 条例第7条第2項第1号前段の「他の情報との照合」による個人識別性について  
本件公文書を提出した事業者の職員数はいずれも10数名ないし数10名であり、このような規模の事業者においては、関係者にとって被災労働者個人の識別は容易であると考えられる。

条例第7条第2項第1号は、個人に関する情報について、いわゆるモザイク・アプローチの手法を採用し、当該情報単独では特定の個人を識別することができなくても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものも非公開情報として、個人情報の保護に万全を期している。他方、情報公開請求権は何人にも認められ、公開請求の目的も問われない。そうすると、個人情報の保護に万全を期するという同号の趣旨に照らせば、照合の対象となる「他の情報」は、一般人が通常入手し得る情報に限定されるものではなく、当該個人の近親者や同僚、知人、周辺住民等の特定範疇の者が保有し、あるいは入手し得る情報も含まれると解すべきである（個人情報がいずれも特定範疇の者との関係で保護されなくて良いという理由はない）。

そして、個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となり、構成員が少数の場合には、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなると考えられるところ、このような状況の下で被災労働者に係る情報が公開されれば、当該被災労働者の近親者ばかりでなく、同僚や関係者も、被災労働者に係る情報と、その保有し、入手し得る情報とを併せ照合することにより、当該被災労働者個人を識別することができることは明らかである。

さらに、本件に関しては、全職員の所属・職・氏名等の記載された「愛媛県職員録」が一般に刊行されていること、被災労働者たる職員を含む所属の事務分担表や当該職員の職務遂行に係る公文書が条例に基づく情報公開請求による公開対象となり得ることなどからすると、関係者に限らず、誰であっても被災労働者個人の識別が可能である。

イ 条例第7条第2項第1号後段の「個人の権利利益」について

また、本件公文書に記載された「傷病名」、「傷病部位」、「災害発生状況及び原因」及び「略図」については、仮に、「特定の個人を識別することができる情報」には当たらないとしても、個人の心身の状況に関する情報であって、いずれも通常他人には知られたくないものであることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当する。

## (2) 条例第7条第2項第1号ただし書アないしウの該当性

ア ただし書アについて

法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は公開対象となるが、本件公文書に記載されたこれらの情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、ただし書アには該当しない。

イ ただし書イについて

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開対象となるが、被災労働者のプライバシーを中心とする個人の

正当な権利利益に優越する公益があるとは考えられないことから、ただし書イにも該当しない。

#### ウ ただし書ウについて

公務員等の職務の遂行に係る情報は公開対象となるところ、「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいうものとされている。

これを本件公文書についてみると、労働者死傷病報告は、職員が遂行した職務の内容について記録するものではなく、職務の遂行中又は事業所内で発生した事故による当該職員の負傷等の内容について、法令の規定に基づく報告のために事後的に作成する記録である。

そして、このような労働者死傷病報告の性格に鑑みると、本件公文書に記載された情報が当該職員の職務に関係する部分を含むとしても、報告の対象とされることが当該職員の職務の遂行に係る情報であるとはいえず、いわば当該職員の被災労働者としての情報なのであって、労働者死傷病報告における「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「性別」、「職種」、「経験期間」、「休業見込期間」、「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」及び「略図」は、いずれも被災労働者である職員が「その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報」とはいえないことから、これらの情報が「その職務の遂行に係る情報である」という審査請求人の主張は、理由がない。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非公開とした箇所について改めて非公開情報の該当性を精査し、非公開情報に該当しない箇所の更なる公開を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第2項第1号ただし書ウの該当性について

本件処分では、条例第7条第2項第1号に該当する部分を公開しないとされている。審査請求人も、同号柱書きに該当し得る情報になり得ることは容認する。しかし、同号には、ただし書アないしウの枝が付されており、非公開の箇所がただし書ウに該当するか否かの理由の提示がなされていない。まず、本件公文書に記載された「被災労働者」とは、一般の愛媛県民ではなく、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員」であるから、ただし書ウにおける「公務員等」に該当する。次に、安衛則第97条第1項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とはまさしく「その職務の遂行に係る情報である」から、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開されてしかるべきである。この点で、非公開の箇所におけるただし書ウに

該当する部分の更なる公開を求める。

## (2) 非公開と判断された部分に関する他の事例との比較

ア 国の情報公開・個人情報保護審査会の答申の蓄積で、条例第7条第2項第1号に該当し得る情報に関し判断された例がある。つまり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号柱書に該当し、情報公開法第5条第1号各号に該当しないとされた箇所と判断された箇所の答申例として、令和2年12月28日付け令和2年度（行情）答申第427号（以下「答申第427号」という。）がある。答申第427号では、別表において、諮問庁及び審査会が情報公開法のどの条項の非公開情報に該当するか列挙されている。これは被災労働者が一般事業者に勤める公務員等に該当しない労働者の例である。つまり、この答申第427号では、情報公開法第5条第1号ハに該当するか否かの判断は行われていない。

イ 次に、平成15年8月8日付け平成15年度（行情）答申第235号（以下「答申第235号」という。）を例示する。一般の労働者死傷病報告に相当する資料として、国家公務員が国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1項に規定された公務上の災害を負ったときには、実施機関に対して、人事院規則16-0第20条前段の規定に基づく報告を行うこととされている。そして、防衛省職員の場合には、この例に倣って、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条第1項及び防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和41年政令第312号）の規定により、公務災害発生報告書が作成されている。この報告書は「災害補償制度の運用について」（昭和48年職厚-905）における「第7 公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」1に掲げられた事項が記載されているものと予想する。答申第235号別紙第1において、情報公開法第5条第1号に該当し得る箇所が例示されており、これは、「第7 公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」1のすべての事項が網羅されているものではない。つまり、本件処分で非公開とされた箇所は、答申第235号で掲げられた範囲以上の箇所を条例第7条第2項第1号に該当すると主張し、条例第7条第2項第1号ウに該当しないかその判断がなされていないものであるから、本件処分における非公開情報の判断に誤りがある。

ウ そして、審査請求人は、他県の人事委員会にも同様の請求を行っており、他県から受けた行政処分及び公開文書の例では、答申第235号の非公開情報の判断に近い箇所のみが非公開とされており、審査請求人もこの県人事委員会らの判断は概ね妥当と思料する。つまり、対象文書において、「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」及び「性別」程度を非公開とすることは妥当と思料する。しかし、答申第235号及びこれらの例を参考にすると、本件処分の「公開をしない部分」に掲げられている「職種」、「経験期間」、「休業見込期間」、「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」及び「略図」の全部ないし多くの部分は、非公開情報に該当しない情報が含まれているものと思料する。そして、他県の情報公開条例と異なり、条例第7条第2項第1号ウにおいて、「公務員等の職及び氏名」という除外事由が列挙されているから、「被災労働者の氏名」を非公開とすることも誤りであると思料する。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「実施機関が平成29年1月1日から令和4年9月2日までの間に受け付けた、安衛則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告」の4件の表面である。

また、本件処分において、実施機関が部分公開とした理由は、他の情報と照合することによって被災労働者個人が識別される、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるためである。

これに対し、審査請求人は、被災労働者は一般の県民ではなく地方公務員であって、条例第7条第2項第1号ウにいう公務員等の職務の遂行に係る情報に該当することから、氏名を含めて公開されるべきであり、また、非公開と判断された部分について、国や他県への同様の文書の公開請求に対する公開文書等と比較しても、非公開情報の判断に誤りがあるとして、更なる公開を求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

まず、審査請求人が他県等への請求事例を取り上げ、非公開情報の判断に誤りがあるとする主張についてであるが、公開・非公開の判断は他県等の判断に左右されるものではなく、実施機関において条例に基づき判断するものであり、当審査会においても、本件処分の妥当性については、条例に基づいて個別具体的に判断する。

#### (1) 基本的な考え方について

条例では、第1条に「県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。」とあり、県民の知る権利を保障するとともに、県民への説明が、県の責務として条例上位置づけられ、また、実施機関の責務を規定した第3条において、前段に「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。」とある。

一方、第3条後段に「この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」とあって、原則公開を基本とする公文書公開制度の下においても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきであり、実施機関は、正当な理由なく個人に関する情報を公にしてはならないことを明らかにしている。これを踏まえ、個人に関する情報については、条例第7条第2項第1号により、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、ただし書に掲げる情報を除き、原則として非公開としており、これら条文の文理及び趣旨に従って判断することとする。

#### (2) 条例第7条第2項第1号前段の該当性について

同号前段では、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（省略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、原則公開しないと規定されている。

実施機関は、本件処分において、事業場の名称、所在地、労働者数等の事業者情報を公開した上で、その事業場の職員規模から「他の情報」との照合により被災労働者個人が識別されるとして、「発生日時」を除く被災状況の全てを非公開としている。

このことについて、公文書公開制度は、原則として、その請求理由等を問わないものであり、審査請求人が何を目的として本件公開請求を行ったか定かではないが、労働者死傷病報告が労働災害防止対策を目的としていることに鑑みれば、どのような状況下で被災し、どの程度のけがを負ったかは、特定の個人が識別されない範囲で公開すべきである。

また、実施機関は、照合により個人が識別される「他の情報」については、一般人が通常入手し得る情報に限定されるものではなく、近親者や同僚、知人、周辺住民等の特定範疇の者が保有し、あるいは入手し得る情報も含まれると主張している。

このことについて、実施機関のいう特定範疇の者は、被災労働者の被災状況を既に知っている可能性が高く、これらの者を含めた場合、特定の個人が識別できる情報は、条例が想定している範囲を大きく超えてしまうと思料されることから、一般人を基準に考えるべきである。

さらに、実施機関は、所属の事務分担表や職員の職務遂行に係る公文書が情報公開請求の対象となり得ることから、関係者に限らず誰もが被災労働者個人の識別が可能であると主張しているが、一般人が通常入手し得る情報ではなく、特別の調査をすることにより入手し得るかもしれない情報まで含めるべきではない。

### (3) 条例第7条第2項第1号後段の該当性について

実施機関は、本件公文書に記載された「傷病名」、「傷病部位」、「災害発生状況及び原因」及び「略図」には、個人の心身の状況に関する情報が含まれ、他人に知られたくない情報であるため、仮に特定の個人が識別されない場合であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると主張している。

同号後段は、仮に個人識別性のない個人情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあれば、これを非公開とする合理的な必要性が認められるため、補充的に非公開情報として明示したものであり、個人の著作物であって個人識別性が認められないものなどについての適用が考えられると解されており、実施機関が主張する心身の状況に関する情報であるという理由のみで同号後段に該当するとは認められない。ただし、本件公文書に記載されている傷病の程度が、障害等の後遺症として残る場合においては、プライバシー保護の観点から非公開とする判断もあり得る。

### (4) 条例第7条第2項第1号ただし書ウの該当性について

審査請求人は、本件公文書の非公開情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとして、職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を公開すべきであると主張している。

ただし書ウにいう公務員等の「職務の遂行に係る情報」については、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいい、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報ではないと解されている。

本件公文書に記載されている被災状況等の内容は、労働災害として報告が義務付け

られた情報であり、報告の対象となった公務員に関する情報ではあるものの、具体的な職務遂行と直接の関連を有する情報には当たらないと考えられることから、ただし書ウには該当しないものと判断する。

#### (5) 本件公文書4件の非公開部分に対する具体的な判断

これまでの判断を踏まえ、本件処分に係る非公開項目について次のとおり判断する。

##### ア 「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」について

特定の個人を識別することができる情報に該当することから、本件公文書4件全てにおいて、当該各項目に記載された情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

##### イ 「性別」、「職種」について

事業場の職員規模から、当該各項目を公開すると、職員録を含めて一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、本件公文書4件全てにおいて、当該各項目に記載された情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件公文書②の「被災労働者の氏名」にある漢字氏名欄に記載されている所属名及び職名については、職種と同様に特定の個人を識別することができることから、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

また、本件公文書②の「職種」の1行目に記載されている内容については、職種ではなく、公務員を示す身分に関する情報であり、特定の個人を識別することができないため公開すべきである。

##### ウ 「経験期間」

一般人が通常入手し得る情報との照合により特定の個人を識別することができる情報とは認め難いため、当該項目のない本件公文書④を除く①から③について公開すべきである。

##### エ 「休業見込期間（休業日数）」

一般人が通常入手し得る情報との照合により特定の個人を識別することができる情報とは認め難いため、本件公文書4件全てにおいて公開すべきである。

##### オ 「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」、「略図」について

心身の状況である傷病に関する記述については、本件公文書4件それぞれについて見分したところ、程度の差はあるものの、いずれも障害等の後遺症が残るけがとは認められず、個人の権利利益を害するおそれがある情報には該当しない。

よって、特定の個人を識別することができる情報と認められる次の記載を除き公開すべきである。

本件公文書①：個人識別性が認められる記載なし。

本件公文書②：「災害発生状況及び原因」中、職種が特定される具体的な作業内容

本件公文書③：「災害発生状況及び原因」中、個人が特定される具体的な作業内容

なお、補足になるが、「略図」に記載されている情報は、「別紙のとおり」であり、特定の個人を識別することができる情報には該当しないが、実際の別紙には具体的な作業内容が記載されており、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

本件公文書④：「災害発生状況」中、職種が特定される具体的な作業内容

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

### 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

#### 審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年4月24日	諮問
令和5年5月29日	審査会（第1回審議）
令和5年7月24日	審査会（第2回審議）
令和5年10月3日	審査会（第3回審議）
令和5年11月17日	審査会（第4回審議）
令和6年1月19日	審査会（第5回審議）

#### 答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹尾 克敏	松山大学法学部教授	会 長
武田 秀治	弁護士	
豊島 徳子	元人権擁護委員	
松原 日出子	松山大学人文学部教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	